

塾講師募集について諸注意

2026年 1月 現在
教養学部等学生支援課厚生チーム

以下の条件を理解した上でお申し込みください。

1. 塾講師等とは、学習塾講師、予備校講師のことを指し、中学・高校・大学・専門学校等への受験指導を目的としたものに限る。ただし実技科目（体育、音楽、家庭科、美術などの教科）や情報、探求科目は除く。
2. 勤務は求人票に記載された教室・校舎で行うこと。
3. 下記に挙げた例に類似する内容のものは包括的に対象外とする。

【掲示対象外】

- ・語学学校講師、英会話、情報、公務員試験受験、英検をはじめとする各種資格試験、就職試験対策等の指導
- ・会社が塾講師として採用した学生を生徒の自宅に訪問させて行う個別指導
- ・派遣指導や業務提携・業務委託を伴う業態のもの
- ・以下の場所で行われる塾
 - ・自宅の一室
 - ・自治体が管理運営する集会所、学習センターなど
 - ・商業ビル等空き室、空き会議室
 - ・業務提携・委託による特定の学校施設、教室
- ・教室、校舎の開設が1年未満のもの
- ・紹介をするが明確な理由なく繰り返し不採用となるもの
- ・登録制のもの
- ・オンライン形式のもの
- ・複数校舎一括採用の求人を行うもの
- ・ボランティア団体や学生が運営する勉強サークル、塾
- ・外国語での指導
- ・学校推薦型選抜（推薦入試）対策指導
- ・その他大学が適切でないと判断した場合

上記の例に類似する求人依頼は高校・大学受験指導の一環としても塾講師には含めず掲示しません。

【留意点】

依頼にあたり考慮ください。

・22時以降の業務禁止

研修授業/模擬授業含めて、22時以降の業務は受け付けません。勤務終了時間は22時前としてください。

・研修期間中の給与

研修期間の給与も支払いをお願いしております。なお、この場合も勤務所在地の自治体が定める最低賃金を下回らないようにしてください。

・受験学年の担当

担当させることは妨げおりませんが、学生にとって負担が大きくなるため、割り当てる際には本人の力量や意思を必ず確認してください。

・複数校舎受け持ち

本掲示では、採用する校舎での指導を前提としています。

学生の負担を踏まえて、同日のうち別校舎での勤務、曜日による勤務校舎が変わる募集形態は受付していません。

・受け持ちの授業シフト

本学の定期テスト期間中の担当シフトに関しては配慮をお願いしております。

・求人票への具体的な業務の記載

勤務内容が指導以外の業務を想定する場合は内容と時間を明記してください。

具体的には、生徒の評価シート作成、授業前入室時間前の業務、保護者面談などを求めていることを想定しています。

【掲載中止及び受付停止】

以下のことが判明した場合、募集掲示を外し、以降当該企業（個人）の求人票の掲載を行いません。

- ・求人票に記載のある業務以外の仕事を行わせていたことが判明した場合。
- ・掲示依頼の申し込みの際に虚偽の内容で申し込みを行った場合。
- ・採否の結果について報告を怠った場合（求人掲載終了後およそひと月をめどとする）。選考結果について厚生チームから確認をするが、今後その企業からの求人取り扱いを行わない。
- ・選考過程が不透明なもの。採用決定まで長期間要するもの。
- ・選考時や業務中差別的な扱いを受けるもの。

【お申込みいただく塾の方へ】必ずお読みください

窓口で求人票の掲示要件に合わないと判るとその場で求人票を修正されるケースが見られます。来校前に求人依頼の条件をご確認いただき、ご不明な点がありましたら事前にお問い合わせください。

なお、掲示を断られた後求人票を修正されましても、当該企業からの求人依頼は今後受付いたしません。また、大学側に過剰な要求をされました場合も同様な措置といたします。

求人票に書かれている内容の業務以外を学生に従事させていることが分かった場合、求人票が掲示中の場合はいったん掲示を取り外し、当該企業の求人募集を一時中断いたします。厚生チームから当該求人責任者（求人募集申込に来られた方）宛に確認の連絡をいたしますのでご対応をお願いいたします。

求人票の記載に虚偽があったと認められた場合、掲示中の求人を含め、その後当該企業の求人は取り扱いません。

弊学部でのアルバイト求人の取り扱い内容については、取り扱い方法や内容について隨時見直しを行っていきます。